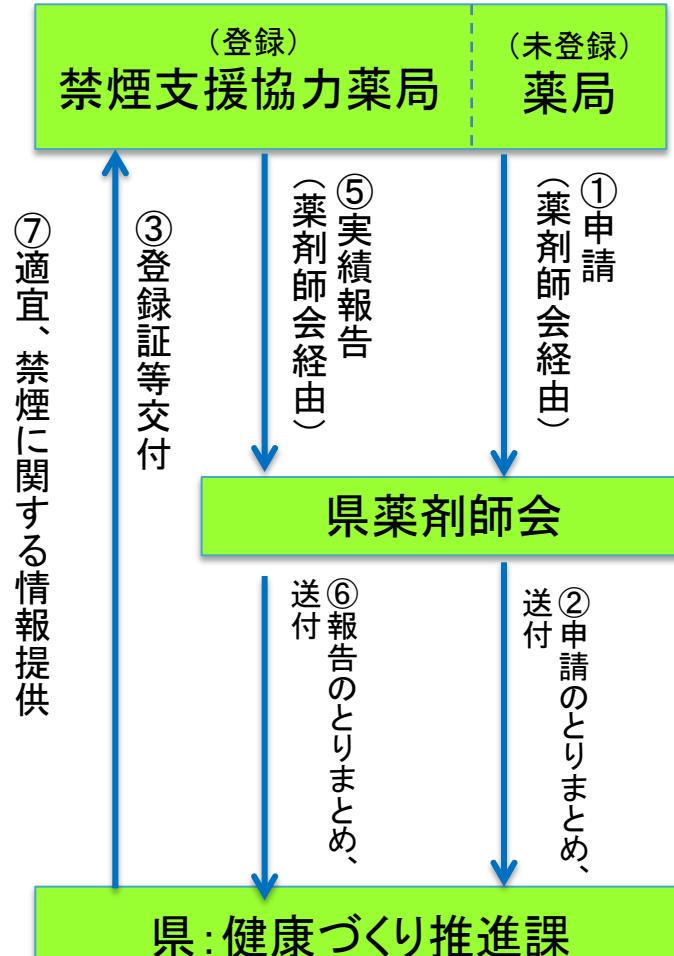


禁煙支援協力薬局の登録等のフロー図



- ① 薬局は県へ申請する(薬剤師会経由)。
- ② 薬剤師会で申請をとりまとめ、県へ送付する。
- ③ 県は薬局へ禁煙支援協力薬局の登録証等を交付する。
- ④ 県は県ホームページに禁煙支援協力薬局の情報を掲載する。
- ⑤ 禁煙支援協力薬局は県へ実績報告を行う(薬剤師会経由)。
- ⑥ 薬剤師会で報告をとりまとめ、県へ送付する。
- ⑦ 県は適宜、禁煙支援薬局に対し、禁煙に関する情報提供を行う。

④県ホームページへの情報掲載